

整理番号	
業種又は職業	無職
電話番号	81-1817

付 受印 壬生町長様 提出年月日 年 月 日 8 3 1	現住所	壬生町大字壬生甲 3841番地1		
	1月1日現在の住所	同上		
	フリガナ	ミヅ イチロウ		
	氏名	壬生 一郎		
生年月日	明・大・昭 平・令	5. 1. 1	世帯主の氏名	壬生 一郎
住所コード		行政区コード		納組コード
個人番号	1208156789012			
続柄	本人			
基本コード				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		1 収入金額 事業 営業等 ア 業 業 イ 農 業 ウ 不動産 エ 利子 オ 配当 カ 給与 キ 公的年金等 ク 業務 ケ その他 ケ	
⑬ 社会保険料除	社会保険の種類		支払った保険料
	合計		円
⑮ 生命保険料除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計

令和7年中に所得が無かった方の記入例

⑰ 寡婦控除	⑱ 勤労学生控除	2 所得金額 事業 営業等 ① 業 業 ② 農 業 ③ 不動産 ④ 利子 ⑤ 配当 ⑥ 給与 ⑦ 公的年金等 ⑧ 業務 ⑨ その他 ⑩ 合計 (⑦+⑧+⑨) ⑪ 総合譲渡一時 ⑫ 合計 0
⑲ ひとり親控除	⑳ 障害者控除	
㉑ 配偶者控除	㉒ 配偶者特別控除	
㉓ 扶養控除	㉔ 特定親族特別控除	
㉕ 基礎控除	㉖ 雑損控除	
㉗ 医療費控除	㉘ 雑損控除	
㉙ 合計	㉚ 合計	

分限課税に係る所得等のある方は、「町民税・県民税申告書（分限課税専用）」を合わせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

⑳ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉑ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

整理番号
業種又は職業 製造業
電話番号 81-1817

壬生町長様
提出年月日 8月3日

現住所 壬生町大字壬生甲3841番地1
1月1日現在の住所 同上
フリガナ ミヅノ タロウ
氏名 壬生 太郎
個人番号 987654321012
生年月日 昭和31.1.1 世帯主の氏名 壬生 太郎
続柄 本人 基本コード
住所コード 行政区コード 納組コード 世帯コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	国民健康保険	350,000	
	国民年金	159,600	
	合計	509,600	
生命保険料除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計 円
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計 円

1 収入金額

事業	営業等	ア	2,452,000
業	業	イ	
農	業	ウ	
不動産	子	エ	
配当	当	オ	
給与	与	カ	1,587,400
公的年金等	業	キ	1,760,300
雑	務	ク	
	その他	ケ	

令和7年中に所得があった方の記入例

16 地震保険料

17 寡婦控除 (死別離婚, 生死不明, 未婚)

18 ひとり親控除

19 勤労学生控除 (学校名)

20 障害者除

21 配偶者控除 (配偶者特別控除, 同一生計配偶者) 円

22 配偶者控除 (配偶者特別控除, 同一生計配偶者) 円

23 扶養控除・特定親族特別控除

24 扶養控除・特定親族特別控除

2 所得金額

事業	営業等	①	517,000
業	業	②	
農	業	③	
不動産	子	④	
配当	当	⑤	
給与	与	⑥	837,400
公的年金等	業	⑦	660,300
雑	務	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	
	総合譲渡一時	⑪	
	合計	⑫	2,014,700

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	13	509,600
小規模企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	35,000
地震保険料控除	16	
寡婦、ひとり親控除	17~18	
勤労学生、障害者控除	19~20	
配偶者(特別)控除	21~22	330,000
扶養控除	23	980,000
特定親族特別控除	24	
基礎控除	25	430,000
⑬から⑳までの計	26	
雑損控除	27	
医療費控除	28	17,300
合計	29	2,126,900

16 医療費控除

1 (6歳未満の扶養外親族) 氏名 壬生 太郎 生年月日 平成4.11.11 同居別居の区分 同居 別居 続柄 3の子

2 通常医療費控除を選択した場合は空白

3 セルフメディケーション税制を選択した場合は1

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収)
 自分で納付 (普通徴収)

27 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

28 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補填される金額
180,300 円	63,000 円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

備考

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分限課税に係る所得等のある方は、「町民税・県民税申告書(分離課税専用)」をあわせて提出してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

申告期限は3月16日です。